

○東京工業大学リベラルアーツセンター規則

〔平成23年1月7日〕  
規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京工業大学組織運営規則（平成16年規則第2号。以下「組織運営規則」という。）第27条第4項の規定に基づき、東京工業大学リベラルアーツセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、東京工業大学（以下「本学」という。）の全学科目における文系科目の一層の充実を図るとともに、文系分野のリベラルアーツ教育を推進すること目的とする。

(組織)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 教授及び准教授
- 三 その他必要な職員

(センター長)

第4条 センター長は、本学の専任教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

(センター長の選考及び任期)

第5条 センター長は、学長が選考する。

2 センター長の選考は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- 一 センター長の任期が満了するとき。
- 二 センター長が辞任を申し出たとき。
- 三 センター長が欠員になったとき。

3 センター長の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期満了の日の1か月前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合には、速やかにこれを行う。

4 センター長の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

5 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教員選考)

第6条 センターの教員選考は、次条に規定する運営委員会の議に基づき、学長がこれを行う。

2 教員選考の基準等実施上の細目は、国立大学法人東京工業大学教員選考規則（平成16年規則第25号）による。

(運営委員会)

第7条 センターに、組織運営規則第38条第2項の規定に基づき運営委員会（以下

「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する具体的な方策その他研究又は教育に関する重要事項について審議し、及び国立大学法人東京工業大学教員の採用及び研修等に関する規則（平成16年規則第13号。以下「教員規則」という。）の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

（委員会の組織）

第8条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 第3条第1号及び第2号に掲げる者
- 二 大学院の各研究科長（大学院理工学研究科長を除く。）
- 三 大学院理工学研究科の各学系長
- 四 各学部長
- 五 附置研究所長のうちから互選された者 1人
- 六 大学院理工学研究科理学系教授会構成員のうちから選出された者 1人
- 七 大学院理工学研究科工学系教授会構成員のうちから選出された者 2人
- 八 大学院生命理工学研究科教授会構成員のうちから選出された者 1人
- 九 大学院総合理工学研究科教授会構成員のうちから選出された者 1人
- 十 大学院情報理工学研究科教授会構成員のうちから選出された者 1人
- 十一 大学院社会理工学研究科教授会構成員のうちから選出された者 1人
- 十二 大学院イノベーションマネジメント研究科教授会構成員のうちから選出された者 1人
- 十三 教育推進室教育推進班主査
- 十四 その他学長の指名する者 若干人
- 十五 事務局長

2 前項第6号から第12号まで、及び第14号の委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第9条 委員会に、委員長を置き、委員（前条第1項第15号に掲げる者を除く。）のうちから学長が指名する。

（定足数）

第10条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 教員規則の規定によりその権限に属させられた事項の審議を行うときは、第8条第1項第15号の委員は、前項の委員の数に加えない。

3 出張者及び長期病休者は、第1項の委員の数に加えない。

（議決）

第11条 委員会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第12条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

（幹事）

第13条 委員会に、幹事を置き、学務部長及び大岡山第二事務区事務長をもって充てる。

(事務)

第14条 センターの事務は、大岡山第二事務区において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年1月7日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初にセンター長となる者の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規則施行後、最初に任期の定めのある委員となる者の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、同条第1項第9号及び第11号の委員、第7号の委員のうち1人並びに第14号の委員のうち半数の者の任期は、平成24年3月31日までとし、残りの委員については、平成25年3月31日までとする。